

佐賀県告示第百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十二年十一月二日から平成二十二年十二月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二〇七号	鹿島市大字高津原字閻谷二九〇七番 二地先から 鹿島市大字高津原字永清寺一六一六 番二地先まで	平成二三・一一・二